

## ポルトガルの異端審問制と新キリスト教徒

レヴァ＝サライヴァ論争をめぐって

金七 紀男

はじめに

ポルトガル異端審問制の歴史はほぼポルトガル近世史と重なるが、この制度がもたらした影響はポルトガルの社会・思想の分野にとどまらず、経済生活にも深い傷痕を残し、さらには世界史的な広がりをもつた。近世ヨーロッパ史における異端審問制は魔女裁判の対概念として想起されるが、ポルトガルでは「新キリスト教徒」cristãos-novos（スペインではコンベルノ）と呼ばれるユダヤ教から改宗したキリスト教徒との関連がつねに問題にされてきた。彼らは、圧倒的な数の旧キリスト教徒社会のなかで少数者集団として生きなければならなかつたが、問題の複雑さは強制的に改宗されてキリスト教社会に同化をよぎなくされたにもかかわらず、長い反セミテイズムの伝統と彼らの経済的・知的優位のゆえに差別されしてきたことにあ。そのうえ、国内の商業や手工業、医学に大きな役割を果たしながら、彼らは潜在的な隠れユダヤ教徒judeo-daimanteとみなされて、異端審問所から厳しい監視や迫害を受けたため、多くの新キリスト教徒が次々と国外逃亡をよぎなくされた。

しかし問題はそれだけにとどまらない。逃亡した新キリスト教徒はヨーロッパ・新大陸各地の商業都市に定着して本国との貿易を続けながら、その商業ネットワークを拡大して当時台頭しつつあった世界資本主義の生成に少なからぬ役割を果たした一方で、彼らの多くはユダヤ教に回帰して亡命地にシナゴーグを建設し独自の共同体を形成するに至つた。たとえば、ウリエル・ダ・コスタやバルフ・スピノザはアムステルダムのユダヤ教共同体のなかで成長し、共同体の厳しいユダヤ教的規制に反発しながら独自の思想を産みだした。他方、国内では18世紀後半からの新旧キリスト教徒の差別撤廃、異端審問所の廃止とともに完全に消滅したと思われていた隠れユダヤ教徒が、20世紀初め内陸山間部の各地で「発見」され国際的な反響を呼んだ<sup>1</sup>。この異端審問制・新キリスト教徒にかんする研究は、19世紀中葉からアレシャンドレ・エルクラーク、アントニオ・バイアン、ルシオ・デ・アゼヴェードなどポルトガル人研究者によって積極的に進められてきた<sup>2</sup>が、一九三〇年代以降サラザール独裁体制下での歴史学研究沈滞のなかで中断してしまつた。近年ようやくフランスを中心とする社会史隆盛の影響を受けて、マリア・タヴァレスらによつて新たな視点から研究が進められている<sup>3</sup>。また、ブラジルでもアニタ・ノヴィンスキーやジョゼ・ゴンサルヴェスが異端審問所、新キリスト教徒の活動に関して植民地の側から研究に取り組んでいる<sup>4</sup>。本稿では、アントニオ・ジョゼ・サライヴァの『異端審問制と新キリスト教徒』<sup>5</sup>を書評したフランス人でポルトガル異端審問制の研究者イスラエル・サルヴァートール・レヴァ<sup>6</sup>と著者アントニオ・ジョゼ・サライヴァの間で展開された論争を紹介するかたちでポルトガルの異端審問制と新キリスト教徒に関する問題点を明らかにしたい<sup>7</sup>。

げられた論争は、一九七一年五月六日レヴァの書評に始まり、サライヴァの反論から、それに対するレヴァの応酬と、合計十三回にわたって掲載され、九月一日ようやく終了した。一人の経歴を簡単に紹介しておきたい。この論争のきっかけとなつた『異端審問制と新キリスト教徒』の著者、アントニオ・ジョゼ・サライヴァは、一九一七年生まれ。リスボン大学卒業後、一時同大学で教職に就くが、サラザール時代は不遇にあつた。この間にポルトガルの文学・文化に関する著作活動を続け、『ポルトガル文化史』、オスカ・ロペスとの共著『ポルトガル文学史』などの世評に高い作品を次々と発表し、現代ポルトガルを代表する知識人のひとりとされている。他方、イスラエル・サルヴァートール・レヴァは、ユダヤ系フランス人で、コレージュ・ド・フランス教授、ポルトガルの異端審問資料に基づく実証的な研究によって広くその名を知られている。論争から二年後の一九七三年一月病死した。

### 第1章 サライヴァの論点

論争のきっかけとなつた『異端審問制と新キリスト教徒』は、マルセル・バタイヨンへの献辞で始まるが、同書の主旨は、18世紀ポルトガルの啓蒙主義政治家ドン・ルイス・ダ・クニヤから引用された「カルセタリーアで貨幣がつくられる」と同じように、ロシオではユダヤ教徒がつくりだされていた」という扉の言葉に言い尽くされる。<sup>88</sup>つまり、カルセタリーアの造幣局で貨幣が铸造されるように、ロシオにある異端審問所でユダヤ教徒が人為的に産みだされていたというのである。ユダヤ教徒は存在しているのではなく、存在させられる、というわけである。一四九六年マヌエル2世の強制改宗によって誕生した新キリスト教徒は、折からの商業の世界化という状況の

下で新興のブルジョアジーとしてこれまで認められていなかつたキリスト教世界で目覚ましい社会的進出を果たすとともに、旧キリスト教ブルジョアジーと貴族と融合して身分的上昇を実現した。危機感を抱いた伝統的支配階層は異端審問所を設立し、隠れユダヤ教徒「ユダイザンテ」という宗教的理由で、その社会的・経済的力をそぞろとした。そして彼らにたいしてなされた社会的差別は宗教的あるいは人種的仮面を装つていたが、實際には社会的なものだった、というのが著者サライヴァの最も重要な論点である。

さらに彼は、自分の言説がおそらく論争的になることを承知のうえで、異端審問制と新キリスト教徒の研究が大きく依拠する異端審問所の訴訟記録の信憑性にかんして、「その資料はすべて異端審問所でのつち上げであり、異端審問所の存在を正当化する目的で入念に作成されたものである」と根本的な疑義を呈し、「異端のユダヤ教はキリスト教社会を転覆させようとしているのだ」と大衆を説得することが彼らの役割だった。裁判の進め方のみならず、裁判の規範・密告制度・家系調査の方法にいたるまですべては同じ一つの目的に向かって収斂している」と断言する。したがつて、「異端審問所でつくられた文書を文字通りに解する生真面目な歴史家は、学問の迷宮に迷い込む危険に陥る。それゆえ、歴史家は異端審問所を真正の資料として鵜呑みしてはならず、歴史的状況のなかでの一つの要因とみなして分析しなければならない」と資料そのものにかんしても問題提起した。

### 第2章 新キリスト教徒とは

『異端審問所制と新キリスト教徒』の出版から一年後の一九七一年、レヴァは「ディアリオ・デ・リズボア」の書評（五月六日）で同書を階級闘争論

の図式化と一刀両断した。レヴァは、エルクラーノの言葉を引いて、「いかに愚かしい制度でも、いかなる大逆人と言えども歴史の公平さを要求する権利がある」と述べたうえで、サライヴアは「人種としての新キリスト教徒 *em neocrisia*」と隠れユダヤ教 *religião criptojudia* はポルトガルの異端審問所という領主支配階級の道具によってでっち上げられた忌まわしい神話であり、「新キリスト教徒」とは、商業ブルジョアジーとの同盟者を権力から遠ざける（一七七三年のポンバルによる新旧キリスト教徒の差別撤廃令の公布まで）ために支配者階級とその代理人である異端審問官によって発明された「マゴーク的な名稱である」と想定するが、「この仮説は、膨大な異端審問資料はその性質上まったく信憑性に欠けているがゆえに歴史家にはまったく価値のないものである」とみなす」とのうえに成立している」と真に向からサライヴアを批判した。

論争は、この書評に対してサライヴアが反論し、またこれにレヴァアが再批評するというかたちで進められたが、本稿では論争の前後関係にとらわれず、論点を浮き彫りにする」とによつてポルトガルの異端審問制と新キリスト教徒をめぐるさまざまな問題点を明らかにしていく。

論争は、事実関係と資料の問題の二つに大きく分けられる。

まず、資料の問題では、サライヴアが「読者へ」と題した部分で「その〔訴訟〕資料はすべて異端審問所でのち上げであり、異端審問所の存在を正当化する目的で入念に作られたものである」と述べているように、資料そのものの信憑性が問われている。そして、この問題はただちに裁判の公平さといふ問題に関わってくるので、第5章異端審問所との関連で取り上げる。

さて、概念規定、事実認識の問題では、次の三点が主たる論議点である。

- 1 新キリスト教徒とは何か。
  - 2 異端審問所とは何か。
  - 3 新キリスト教徒はキリスト教社会に同化したか。
- 以上の二つの問題は互いに不可分には結びついており、さらに付随して細かい問題群が派生していく。
- まずははじめに、新キリスト教徒とは何か、という定義の問題から入りたい。言つまでもなく、新キリスト教徒とは、一四九七年国王マヌエル1世<sup>1</sup>によって強制改宗させられたユダヤ教徒を指し、従来からのキリスト教徒 *cristãos-velhos* と区別された名称である。旧ユダヤ教徒襲撃事件の翌一五〇七年、新旧キリスト教徒の間の法的差別が禁止された。しかし、この結果、新キリスト教徒はそれまでユダヤ教徒であるがゆえに禁じられていた分野での進出が可能となり、著しい社会的経済的身分の上昇が見られた。16・17世紀には新キリスト教徒即商人、オーメン・デ・ネゴシオ *homens de negócio*<sup>2</sup> と呼ばれ、ポルトガルのブルジョアジーを形成するようになつた。彼らの社会的進出を恐れた伝統的支配層は、「純血法」を制定して官職・聖職・学界への道を閉ざした。両者の差別が廃止されるのは、一七七三年のことである。
- 以上が新キリスト教徒の一般的な理解であるが、さらに一步踏み込むと、レヴァアとサライヴアの規定には決定的な相違が見られる。
- レヴァアによれば、新キリスト教徒（一四九七年の強制的にカトリックに改宗させられたポルトガル・スペインのユダヤ教徒の子孫すべて）は人種的概念であり、宗教的概念である隠れユダヤ教徒 *criptojeudeus* あるいはマラード *marranos*（一四九七年以後、外見的にはカトリック教徒であるが、秘かにユダヤ教の本質的な教義を信奉し信仰を実践しているポルトガル人を指す）と峻別しなければならない、という。

新キリスト教徒という人種的概念は、cristão-novo, meio cristão-novo, quarto de cristão-novo, ... meio-oitavo de cristão-novo となるべく計量的分類が可能であるが、この人種的概念はそのまま異端審問所の規定とも合致する。

そして、ポルトガルの近世社会・経済史上(1)に15世紀末から17世紀末までにおける大きな特徴のひとつは、一四九七年に強制改宗されたユダヤ教徒の数の多さである。一四九七年に新キリスト教徒はポルトガルの全人口の十ペーセント前後を占めていた。この比率は西洋キリスト教世界においては異常に高い、とレヴァアは語る。

問題は、強制改宗後、この大量の新キリスト教徒共同体がキリスト教社会のなかに完全に同化したのか、それとも固有の特性を維持し続けたのか、ということであるが、この問題は、第2章の同化のところで扱う。

これに対して、サライヴアは、新キリスト教徒は人種的にも宗教的にも存在しえず、社会的に新キリスト教徒であることをよぎなくされた社会的な存在である、とする。一四九七年の強制改宗後、ことに一五〇七年新旧キリスト教徒の差別を禁止し積極的な融合を推進したマヌエル王の寛容政策により、旧ユダヤ教徒は旧キリスト教徒と混血してキリスト教社会に同化し、カトリシズムを受容することによって人種的・宗教的な意味を失つた。それだけにじつまでは、さらにサライヴアは独自の新キリスト教徒觀を開闢する。

強制改宗後に開かれた新たな分野に進出した新キリスト教徒は新興の商業ブルジョアジーとして社会的経済的地位を確立しつつあつた。この目覚ましい社会的進出に危機感を抱いた伝統的領主階級は、彼らの進出を阻止する必要に迫られたとする。(1)として異端審問所が設立され、この新しい抑圧機關はブルジョアジーたる新キリスト教徒をユダヤイザンテの口実で逮捕し、その財産を没収して彼らの社会的経済的力を殺いだ。ブルジョアジーは新キリ

スト教徒とみなされ、潜在的なジユダイザンテとそれで、異端審問の厳しい対象となつた。「新キリスト教徒を他と区別する唯一の客観的特性は、新キリスト教徒として異端審問所の文書館に登録される」とある。要するに、新キリスト教徒の宗教的ないし人種的定義は役所上のこと(1)であつた」。この独特的規定は、すでに述べたように、レヴァアから階級闘争論の図式的な適用として批判されるが、この問題は後段で独立して扱う。

### 第3章 新キリスト教徒はキリスト教社会に同化したか

新キリスト教徒の定義については、レヴァアは人種的概念としたが、サライヴアは人種的概念であった改宗ユダヤ教徒は時とともに旧キリスト教徒との同化 assimilação によって人種的実体を失つてしまつたとして、その人種的概念を否定した。ところが、この同化の有無(1)とが、ポルトガルの異端審問制および新キリスト教徒研究の最も本質的な問題となつてゐる。この同化を認めるか否かが、同研究の分かれ目になつており、異端審問所設立の理由、新キリスト教徒の定義も異なつてくる。

同化説を唱えるサライヴアも、同化しなかつた新キリスト教徒の存在を認めしており、そのうえで同化しなかつた者を「くわづかの少數派とみなし、全体に無視できると考える。同化した理由として、

1 強制改宗に際して、マヌエル王は、十四歳未満の子供たちをユダヤ教徒の家族から引き離し、キリスト教家族に預けた。

2 いとこ、一五三六年の異端審問所設立以後、その数は不明だが多くの新キリスト教徒が国外逃亡した。

### 3 最も重要な要因であるが、旧キリスト教徒との結婚で混血が進んだ。

サライヴァによれば、ユダヤ教徒の同化説には十分な社会學的根拠がある。ポルトガルではかつてユダヤ教はシナゴーグ、聖典、集團規制をもち、キリスト教社会のなかで公認の宗教であった。このように広く公認されている宗教は、いつたん禁止されると、退化、消滅せざるを得ない。一般的には地下に生まれた宗教のみが厳しい弾圧状態にも存続できる。

さらに、ポルトガル固有の条件が同化に有利に作用した、という。スペインのマラニズモは、一世紀以上にわたって改宗者が共存するキリスト教教会とシナゴーグから勧誘されるという板挟みの状況のなかから生まれたものであるが、ポルトガルではこのような状況は決して起らなかった。ここには後悔、一元性、ためらい、良心の危機の余地は存在しない。他方、初期の混乱が過ぎると、同化によるメリットはかなりなものがあつた。そしてサライヴァは、一五三六年異端審問所が導入されたころ、旧ユダヤ教徒共同体は同化の過程を歩んでいたと結論づける。

これに対して、レヴァアはかなりの数の新キリスト教徒が同化したことを見めるものの、また同時に多くの新キリスト教徒がキリスト教社会に同化せず、秘かにユダヤ教を守り続けたことも否定しえない事実である、とする。

レヴァアによれば、強制的に改宗させられた平均的な文化水準の高い大きなユダヤ教徒集団がわずか一世代で無知蒙昧な旧キリスト教社会に融合し

たと考えるには無理がある。しかも、この確信的なユダヤ教徒に対してカトリック教会側から積極的な教化の努力がまったく行われなかつた。一五三一年まで彼らは表面上キリスト教徒として用心深く振る舞いさえすれば、ユダ

ヤ教を守り続けることができた。

ところが、一五三六年突然異端審問所の厳しい弾圧が始まって、多くのユダヤ教徒が徐々にキリスト教社会に同化したことは紛れもない事実だが、また多くの新キリスト教徒がユダヤ教を密かに守り続け、運よく国外に逃亡できた者のなかには正式にユダヤ教徒共同体に入り、あるいは外国の半ば秘密のマラノ集団に加入した者のいたこともまた事実である。

その証拠として、レヴァアは次の三つの事実を挙げる。

1 15世紀末から18世紀末までに何万人もの新キリスト教徒が祖国を去つてユダヤ教徒共同体あるいは隠れユダヤ教共同体に加入したり、カトリック、プロテスタントの両キリスト教教会の敵意にもかかわらず、新しい共同体を創設、維持した。

2 20世紀初頭、著しい人種的・宗教的同質性をもつ隠れユダヤ教徒集団がポルトガル内陸各地で発見された。

3 アントニオ・ヴィエイラ<sup>10</sup>からルイス・アントニオ・ヴエルネイ<sup>11</sup>に至るまで、異端審問所にかんする著作のあるほとんどすべての同時代人は、新キリスト教徒という人種の存在を現実のものと考え、その存続の理由を異端審問所による迫害と人種差別によるものとみなし、その迫害がジュダイザンテ新キリスト教徒の大量流出を引き起こしている、と考えていた。

さらに、サライヴァがポンバルの統治下における新キリスト教徒の突然の消滅をポンバルの登場とともに異端審問所によって迫害されていた新キリスト教徒とその同盟者の権力掌握に求めたことに対して、レヴァアは、この説明

はポンバルおよびその前後の時代について知られている現実とはまつたく異なるものだとして、次のように反論する。

の自由を認めた新政府にたいして一時的に共同体の公的な認知を求めた。

## 1

ポルトガルでは隠れユダヤ教は、一七六八年まで異端審問所によつて迫害されていた。一七五〇～六〇年の十年間に一一三八人が宣告を受け、十八人が処刑されている。一七六〇年からはポンバルの弟パウロ・デ・カルヴァーリョが異端審問所の最高会議 Conselho-Geral の長官に就任しているが、リスボンでは引き続きアウト・デ・フェ（儀式化された異端審問所の判決と処刑）が行われ、一七六一年には二一人のユダヤ信徒が宣告を受け、一七八八年までアウト・デ・フェは続けられた。そして新旧キリスト教徒の区別が廃止されるのは、一七七三年ポンバルが権力の座に就いてから二三年後のことであった。

隠れユダヤ教徒に対する迫害は、18世紀前半から徐々に弱まり、ドン・ルイス・ダ・クニニャも指摘しているように、迫害はたいした資産のない人に限られるようになり、新キリスト教徒の商業・金融ブルジョアジーはアウト・デ・フェあるいは出国によって消滅していた。ポンバルとともに新キリスト教徒ブルジョアジーが権力の座に就いたというのは、プラツクユーモアである。

## 2

確信的な隠れユダヤ教徒はポンバルの差別撤廃後も存続した。一七九一年里斯ボンとラメゴ出身の新キリスト教徒がフランスのボルグで割礼を受けている。20世紀に入つてポルトガルの都市や町（フラガンサ、ヴィラ・レアル、シャーヴェス、コヴィリャン、ピニョル、ベルモンテなど）で隠れユダヤ教徒の集落が発見され、彼らは信教

ポルトガルの民俗学者ジョゼ・レイテ・デ・ヴァスコンセーロスは、一九三二年プラガンサのシナゴーグを訪れた後、「何世紀にもわたつて」の人種集團がしつかりと信仰を守つてきたことに感嘆している。

以上のことからも、サライヴァのデータは完全に誤りである、とレヴィアは主張する。

これにたいして、サライヴァは、まず、異端審問所の迫害から逃亡したポルトガル人が外国にあるポルトガル人のシナゴーグに加入したという事実をどう解釈するかであるとして、外国のシナゴーグに加入したということが國內でユダヤ信徒だったという証拠にはならないという。リベイロ・サンシェス<sup>12</sup>やカヴァレイロ・デ・オリヴェイラを引用して、ユダヤ教とまったく関係なかつた者が言葉も分からぬ外国で生活の必要上やむなくユダヤ教徒になつた。ポルトガル人が多くいたとする。アムステルダムのユダヤ教徒共同体の公用語は20世紀までポルトガル語だつた。そのため、亡命した身寄りのないポルトガル人がユダヤ教徒であるなしにかかわらず、共同体への入会を希望したのは当然のことだつた。共同体も積極的に彼らを受け入れた。迫害を受けたポルトガル人というだけで新キリスト教徒とみなされたからである。

たゞこの「国外でユダヤ教に改宗した」ということのまま鵜呑みにできない。改宗したという証拠が必要である。スペインのピカレスク小説『エステバニーリョ・ゴンサルベスの生涯』Vida de Estebanillo Gonzalezには、ルーア

ンのポルトガル人共同体を訪れ、ポルトガル語で異端審問所の迫害から逃れてきたと話して、アウト・デ・フエで火刑に処せられた父親の遺灰であると一握りの灰を見せ、一二五三カードの金をだまし取った若者のエピソードが紹介されている。レヴァアにはその反証が欠如している。

次に、20世紀における隠れユダヤ教徒の存続については、サライヴアはこの集団の存在を残滓現象であり、ポルトガルにどまつた旧ユダヤ教徒の大部分が同化したという大筋には影響がないとみなす。彼は、その他の地域の隠れユダヤ教徒の残存も否定しない。彼らの数は時とともに減少していくにもかかわらず、異端審問所は逆にそれがますます増加していることを印象づけようとしていた、とする。ポンバルの時代にはユダヤ教はほぼ消滅しており、マラニズモは宗教的には意味のない化石的残滓にすぎなかつた。

そして、ポンバルの改革とともにユダヤ教迫害は終焉し、すでに18世紀に国外からユダヤ教家族（ポルトガル系、非ポルトガル系）がポルトガルに移住してきた。一八一三年にはリスボンにシナゴーグが建設された。ポンバルの改革は、カトリックを国家統合の道具とみなしていた彼がすでにユダヤ教を危険視していなかつた証拠である、とサライヴアは主張する。

#### 第4章 新キリスト教徒問題への階級闘争論の適用

すでに述べたように、レヴァアは、サライヴアの言説、つまり新キリスト教

徒という人種および隠れユダヤ教はポルトガル異端審問官（領主支配階級の道員）による空虚な発明であり、新キリスト教徒という名称は、商業ブルジョアジーとその同盟者を権力から遠ざける（ポンバルの改革まで）ために支配階級とその代理人たる異端審問官によって作り上げられたデマゴーグ的な

ものである、と批判した。

これにたいして、サライヴアはその要約は正確ではないとして、次のように補足する。「経済発展の過程で改宗ユダヤ教徒の急速な同化（とくに大ブルジョアジーのなかで）によって、ポルトガル・ブルジョアジー全体が伝統的な貴族と聖職者に脅威を抱かせるに至つた。そのような状況を阻止するために支配者集団は、一五〇七年に法的に廃止されていた差別を復活しようと決意した。それによってへ検疫警戒線のなかに新キリスト教徒（すなわち旧ユダヤ教徒）として告発できる者、つまり実質的にすべてのポルトガル・ブルジョアジーを封じ込めようとした。異端審問所は、アウト・デ・フエのみならず、また純血法の文書館によつてもその差別の道具となつた」。

しかし、サライヴアは、一九六九年の書では前書『ポルトガルの異端審問制』<sup>13</sup>で展開した、ブルジョア階級と支配階級がそれぞれ同質の集団であるとする単純な見方を捨て、支配階級の異なる複数の集団（国王・高級聖職者・伝統貴族）が異端審問所にたいしてそれぞれ異なる対応をし、さらに下級聖職者と高級聖職者の対応の相違を区別した。また異端審問所に好意的な下層階級の精神状態や問題の社会心理学的側面にも触れている。ことに一九五五年に素描したテーマ、すなわち異端審問所と統治者集団との関係が時代によつて異なるというテーマを発展させた。第一段階は二つの権力が密接に結びついている。第二段階は両者が分離し、第三段階は両者が公然と戦いを始める、という構図を描く。

ポンバルが異端審問所を改革したとき、経済と文化を支配する力はすでにおおかた大ブルジョアジーにあつたので、異端審問所は案山子にすぎなかつた。これを階級闘争論理の単純な適用と言つとはできない。一九五五年の図式、一九六九年の展開はポルトガルの異端審問所の設立と歴史を説明する

最良の鍵だ、とサライヴァは主張する。

これにたいするレヴァの反論は、異端審問所が商業・金融ブルジョアジーを抑圧する道具として創設されたということを想定するためには、すべての「疑似新キリスト教徒」が、16世紀からポンバルの時代におけるその勝利まで常に商業・金融大ブルジョアジーに属していなければならない。しかし

レヴァによれば、当初新キリスト教徒の多くは豊かではなかつたし、第一段階でもこの大ブルジョアジーが強力だったのはジョアン3世(1521-1557)からペドロ2世(1683-1706)まで、ポンバルの時代(1750-1777)には彼らは事実上存在しなかつた、とされる。

レヴァによれば、この問題に階級闘争論の図式が単純に適用されるためには、次の条件を必要とする。

- 1 すべての「疑似新キリスト教徒」が商業的・金融的大ブルジョアジーに属していなければならぬ。しかしながら、このイデオロギーには不幸にして、新キリスト教徒の大部分、隠れユダヤ教の罪で迫害された人々の大部分は豊かではなかつた。被告の全財産を直ちに差し押さえた異端審問所は裁判の間多くの貧しい被告を扶養しなければならなかつた(この種の被告の会計簿が今日まで保存されている)。新キリスト教徒のなかには大小のブルジョア・自由専門職・職人・教会関係の労働者にまじつて多くの貧しい人々がいた。
- 2 「疑似新キリスト教徒」は16世紀からポンバル時代における「その勝利」まで商業・金融の大ブルジョアジーでなければならぬ。しかしながら、史料(そしてクーニャやサンシエスも確認している)によ

れば、眞の新キリスト教徒商業・金融大ブルジョアジー(存在している時にも、キリスト教人口のほんの僅かな部分にすぎない)はジョアン3世からペドロ2世(1683-1706)が最盛期であり、すでにポンバル時代には事実上存在しなかつた。

3 外国でユダヤ教共同体に加入していた「疑似新キリスト教徒」は、出国以前のポルトガルにおいてはジュダイザンテでなかつた、といふことでなければならない。しかしながら、18世紀のアムステルダム・バイヨンヌのユダヤ・ポルトガル人共同体は、祖国において宗教的な迫害を被らなかつたならば相当高い経済的・社会的地位あつたと思われるかなりの数の貧しい人間を支援していた。

この批判を受けてサライヴァは、多くの新キリスト教徒がブルジョアでなかつたことは周知のこととし、相当の部分が職人層だつた。問題は、支配者層の観点から見て、16世紀初頭からポルトガルの商業・金融ブルジョアジーには旧ユダヤ教徒の子孫が深く浸透していたので、全体的にみれば人種・宗教的理由で他の住民と区別できたといふことである。レヴァは新キリスト教徒がすべてブルジョアではないというが、当時の階級的観点から、逆にすべてのブルジョアが新キリスト教徒であるとみなされていたという事実がある。ブルジョアジーに敵対する支配者集団にとつて、このことが決定的な論拠だつた。

異端審問所の犠牲者のなかには多くの貧しい人がいたというレヴァの反論にたいして、サライヴァも、新キリスト教徒にはブルジョアと並んで多くの職人層が存在したこと否定しない。しかし、いつたんブルジョアジーを主たる対象とする差別のシステムができあがると、それはひとり歩きするもの

で、職人たちがジュダイザンテの嫌疑で異端審問所の対象になるのは致し方なかつたとする。政府の圧力が大きくなるにつれて、訴訟にかけられる大ブルジョアジーの数が減少したことは十分考へられる。18世紀あるいはそれ以前にも異端審問所の網はもはや大きな魚には耐えきれなくなつていて、内陸の小商人・職人である貧しいマラノという小魚で満足しなければならなくなつたという兆候は見られる。大都市では新キリスト教徒ブルジョアジーは大貴族と混血してしまつていたからである。

## 第5章 異端審問所について

異端審問所は、「異端者やカトリックの教義に反する罪（迷信・魔術・照明派・背教など）の発見、処罰、予防を目的とする法廷」であるが、近世イタリア諸国では王権に従属する機関として設立された。ポルトガルでは、一五三六年カスティリヤの異端審問所を範に採つて創設された。しかし、その設立の理由は、すでに述べたように新キリスト教徒の同化をどう見るかによつて決定的に違つてくる。同化説を探らないレヴァは、マヌエル1世の寛容な融和政策は失敗したため、カトリック教義を異端から守り、新キリスト教徒の同化を力によつて推進する目的で異端審問所が設立されたとする。したがつて、大筋においてレヴァは異端審問官と考えを同じくする。それゆえ異端審問所は時に間違いを犯すことがあり、その迫害の残酷さ、野蛮さは許しがたいとしても、審問の公平さを認める。

この審問の公平さの問題は、異端審問所の訴訟記録の信憑性という問題にも関わつてくる。レヴァは、公平さは異端審問所の記録の誠実さから認められねばならないとする。したがつて、サライヴアの「その資料はすべて異端

審問所の捏造であり、異端審問所の存在を正当化する目的で作成されたものであった」とする説を認めない。レヴァによれば、資料の信憑性にたいする信頼の根拠は、異端審問所の記録が完全に内部での利用を目的としていたことにあり、具体的に、

1 異端審問所が、最終的には偽りと認められた証言、告発のために逮捕された無実の人を有罪にしたことと証明する記録が残されている。

2 異端審問所内部の相互監視、密告が奨励されていたことを証明する記録が残されている。

3 審問官が有力な犠牲者によつて買収された記録が残されている。  
4 審問官のなかには、高官を含めて、被告から没収した財産の一部を横領したことを証明している記録が残されている。

そして『隠れた消息』（被告に対する異端審問所の不当な扱いを批判した文書<sup>14</sup>）や、一六四〇年の異端審問所規約そのものが、裁判の不公平を決定的に証明していないだろうか、また規約は異端審問官の手に有罪、釈放の絶対的、恣意的な権限を委ねており、このことが訴訟の歴史的な証明の価値を失わせていいなか、というサライヴアの批判にたいして、レヴァは、サライヴアは「異端裁判」justicia inquisitorialの最もスキャンダラスの側面をえぐりだすことができなかつたとする。カノン法は審問官に被告の魂の最も内なる精神的な現象を誤りなく探知できるほど超人的な力を認めていた、ということであつたがつて、形式的に裁判の評価が、主観的、したがつて恣意的であると批

判するのは無益なことである。しかし、実際面では審問官はできるだけ客観的な基準を求めるなどを義務づけられており（規約には必ずしも明示されていない）、そのことは訴訟記録や他の史料から導き出すことができる。

- 1 多くの容疑者はただ一つの告発で逮捕されたが、それだけで有罪とされる」とは決つしてなかつた。

- 2 被告の告白と告発の証言の一一致は告白の誠実さを証明している。

さらに、レヴァーは、異端審問の研究家は、次の点に注意しなければならぬといふ。

- 1 異端審問最高会議は地方の裁判官の決定を変更する」ことがあつた。
- 2 地方の裁判官も最高会議もしばしば決断すべき事柄が一致しないことがあり、最終的に多数決で議決される秘密の判決に先立つてそれぞれその理由を提示している。
- 3 これら二つの裁判所は、無実のものが告発され、宣告を受けたことを公に認めており、また偽りの証言者を公開で罰していた。

これにたいして、サラライヴァーは、一六四〇年の規約、『隠れた消息』、訴訟記録、その他の史料によつて、本国の審問官がユダヤイザンチの嫌疑で裁いた三万余件の宣告の不公平 *iniquidade* を、次の理由によつて証明しようとする。

を有罪にする。

2 異端審問所は合法的に被告を殺害したい時には、牢獄で断食装置を働かせた。被告は弁護の機会をすべて失われ、ほとんどみな死刑に処せられた。

3 審問官の側にはできるだけ多く財産を没収できるような罪を宣告したと想像してもあながち誤りではないであろう。そうなれば、没収した財産を返還する必要がないからである。

- 1 異端審問の規則は眞の裁判の公平と一致せず、機械的に無実の人

審問所の迫害と新旧キリスト教徒の人種差別が、18世紀にもなお「眞の隠

れユダヤ教」の存在を永続化させ、ポルトガルの二つの人種の完全な融合を不可能にし、カトリックに完全に同化しつつあつた新キリスト教徒を隠れユダヤ教に追いやついていたことがわかる。

もし異端審問所および人種差別の不在によって特徴づけられるマヌエル一世の政策が彼の繼承者によつて受け継がれていたとするならば、いく世代かの後には新キリスト教徒はポルトガル人集団に融合してしまつていたかもしない。異端審問所と人種差別は同化を妨げ、新キリスト教徒という人種 *uma etnia cristã-nova* の永続化を招き、永遠にユダヤ教を記憶させ、時には非人間的な宗教にたいする嫌悪感を呼び覚まし、時にはまったく新キリスト教徒出自でない人々をも隠れキリスト教に引き寄せた。

アムステルダム、ハンブルグ、リヴォルノ、ボルドー、ロンドンなどにユダヤ教徒の共同体が設立されて以来、ポルトガルの多くの新キリスト教徒は外国にユダヤ教徒やジユダイザンテの親戚をもつことになり、彼らと常に關係を保ち、異端審問所からの危険が迫つたと感じたときや、「イスラエルの神」に仕える時期が到来したと判断したときには、容易に彼らに合流することができた。これらの家族關係はまたポルトガルにおける新キリスト教徒人種と隠れユダヤ教の全面的な消滅を不可能にする原因となつた。

レヴァは、異端審問所と人種差別がなかつたとしたならば、16、17世紀のポルトガルには深刻な社会問題は存在しなかつたであろう、といふ。一五三六年の異端審問所の創設と一八二〇年までの活動がポルトガル社会内部における階級闘争の行き着く結果であるといふ説は、知性の錯乱以外の何ものでもない。異端審問所は設立当初からその理論的な首長（ポルトガル国王とローマ教皇）の支配から逃れた全能の官僚機構で、自己の権力を永続化しようとするあまり、その活動がもたらす宗教的・経済的・社会的影響には一顧だ

にしなかつた。こうして、数世紀の間に、

1

異端審問所は、ポルトガルに真の隠れユダヤ教を永続化した。

2

異端審問所は、大量のポルトガル人を国外に流出させた。

3

異端審問所は、16、17世紀にポルトガル国内での投資を望んだであろう大小の国内ブルジョアジーの発展を困難にした。

4

異端審問所は、この16、17世紀にポルトガルの経済発展を著しく妨げ、外国人商人の国内定住を許した。彼らは条約により異端審問所による財産没収を免れていたために、新キリスト教徒が退却をよきなくされた多くの分野に進出することができた。

結びにかえり

以上、私見を交えずに、レヴァ、サラヴィアの対立点を浮き彫りにするこ<sup>1</sup>とによってポルトガルの異端審問制および新キリスト教徒にかんする問題点を明らかにしてきたが、ことに同化説を受け入れるか否かが異端審問制研究の出発点を成しており、両者の対立は他の研究者にも受け継がれている。

例えば、同化説を採るユダヤ系オランダ人サロモンは、多くの新キリスト教徒は異端審問所の設立を歓迎し、これによつて異端の嫌疑から免れると考えた、とする。新キリスト教徒の大部分は実際的な理由からユダヤ教への回帰を望まなかつた。回帰は中世の抑圧された社会的身分への逆戻り、ゲントの復活による政治的・社会的平等の剥奪を意味し、また改宗を望む者には出国を意味したであろう。サロモンによれば、一五〇七年から一五二〇年代ま

での間に認められた出国の自由を受け入れた新キリスト教徒はきわめて少數であった。

もし一四九一年の時点でスペインに異端審問所が存在していなかつたら、ユダヤ教徒の多くは、ポルトガルに向けて出国するよりも国内での改宗を選択したかもしれない、とサロモンは推測する。ユダヤ教はポルトガルから消滅したが、新キリスト教徒は、その名称そのもののゆえに、社団的 corporate、個人的アイデンティティとして存続し、ポルトガル社会の世俗封建勢力は、この教養があり力強い商業中産階級によるところを知らない攻撃的な支配に支え切れなくなり、一五三六年ジョアン3世による異端審問所の設立に行き着いた、と考える。<sup>15</sup>

これにたいして同化説を否定するポルトガル人異端審問研究の第一人者、マリア・タヴァレスは、レヴァアの立場を踏襲するとともに、16世紀における反セミティズムが同化を妨げたと推論する<sup>16</sup>。このように、同化をめぐる論争は平行線をたどっている。

この同化の問題と並ぶ重要な論点は、資料の信憑性の問題であるが、それはまた裁判の公平さの問題に関わってくる。サライヴァは、訴訟全体が巨大なでつち上げであり、ポルトガルの異端審問所の基盤、組織、審問方法は、世論そして自らをも正当で高貴で敬虔であると信じ込ませようとした手の込んだ舞台装置であった、とする。さらに、訴訟記録に含まれている告発、告解、「ユダヤ教の異端、実践の叙述は歴史的に有効ではない、したがつて、これらの資料に基づいて異端審問所の犠牲者の宗教的背景を再構成しようとする」 レヴァアの試みは時間、エネルギーの無駄である、と断言した。

「ヘゲモニー的諸関係を体現した言説のコンテクストの一部をなしている」<sup>17</sup> 訴訟記録が、サライヴァの言つように、かりに「すべて異端審問所の

で立ち上げであり、異端審問所の存在を正当化する目的で入念に作られたものである」 にしても、「それ 자체が歴史的現実をなしており、みずからの言及する現実をたんに表象しているだけでなく、補完している」<sup>18</sup> という事実は残る。レヴァアは「異端審問」の最もスキャンダラスな部分、すなわちカノン法は審問官に囚人の魂の最も内なる精神的な現象を誤りなく探知できる、ほとんど超人的な力を認めていることを認識し、その主觀性、被告の罪の評価の恣意性、あるいは「異端審問官の制度的全能」と呼ぶものを否定していない。しかし実践面ではポルトガルの異端審問所は通常それなりの合法性という基準に従つていたとみなし、したがつて、すべてではないにしてもほとんどの訴訟は現実の忠実な反映である、と主張する。

そこには、フランス人ユダヤ教徒であるレヴァアが、ポルトガルの異端審問所の完全無欠性 *integrity* を主張し、ポルトガル人キリスト教徒のサライヴァが、ほぼ一世紀半にわたつてポルトガルに君臨した異端審問所は敬虔さという手の込んだ仮面を装つて何万人もの誠実なキリスト教徒を犠牲にし、無実な人を「ジユダイザンテ」の嫌疑で犠牲にした、と異端審問所を断罪するという奇妙な倒置が見られる。

異端審問所の有する四万二六件の訴訟記録、一万一〇〇〇件のファミニリアレス（異端審問所の地方役人）の資格審査記録、これら膨大な記録は歴史家にんだ舞台装置であった、とする。さらに、訴訟記録に含まれている告発、告解、「ユダヤ教の異端、実践の叙述は歴史的に有効ではない、したがつて、これらの記録を批判的に読み、そこで展開されている問いと答える性格を綿密に研究することによって、そこから「支配とゆがめられた相互性とのあいだの交錯した関係」<sup>19</sup>についての具体的な理解を得る努力が求められよう。

- #
- 1 Schwarz, Samuel, *Os Cristãos-Novos em Portugal no Século XX*, Lisboa, 1925, red., Lisboa, 1990.
  - 2 ポルトガルでは「異端審問」ないし「モルセマ」によって「新キリスト教徒」が追放された。東京外國語大  
学海外事情研究会、1995
  - 3 Santos, António Ribeiro, *Memórias da Literatura Sagrada dos judeus portugueses nos séculos  
XV,XVI,XVII e XVIII*, Academia das Ciéncias, 1792.
  - 4 Herculanu, Alexandre, *Da origem e Estabelecimento da Inquisição em Portugal*, 3 vols., Lisboa,  
1859.
  - 5 Remédios, Mendes dos, *Judeus em Portugal*, 2 vols., Coimbra, 1895-1928, *Judeus portugueses  
em Amsterdão*, Coimbra, 1911.
  - 6 Azevedo, Júlio de, *História dos Cristãos-Novos Portugueses*, Lisboa, 1921.
  - 7 Batão, António, *Episódios dramáticos da Inquisição portuguesa*, 3 vols., Lisboa e Rio de Janeiro,  
1936-40.
  - 8 Tavares, Maria José Pimenta Ferro, *Judaísmo e Inquisição*, Lisboa, *Os Judeus em Portugal  
século XVI*, Lisboa, 1979, *Os Judeus em Portugal século XV*, 2 vols., Lisboa, 1982-84.
  - 9 Novinsky, Anita, *Cristãos Novos na Bahia*, São Paulo, 1972.
  - 10 Salvador, José Gonçalves, *Cristãos-Novos, Jesuítas e Inquisição*, São Paulo, 1969.
  - 11 António José Saraiva, *Inquisição e cristãos-novos*, Porto, 1969.
  - 12 Revah, Israel Salvatore, *Estudos portugueses*, Paris, 1976.
  - 13 Saravia, António José, *A Inquisição portuguesa*, Lisboa, 1956.
  - 14 Notícias recordadas do modo de Proceder de Inquisição com os seus Presos. 「異端審問の實地  
操作法」(1569-1632)。
  - 15 Salomon, H.P., *Portrait of a new Christian Fernão Alvarés Mel* (1569-1632), Paris, 1982.
  - 16 Tavares, op. cit. 著者: 著者: [新キリスト教徒]の「新キリスト教徒」のための書籍。松  
本利雄著『新キリスト教徒』(新キリスト教徒)のための書籍。
  - 17 上林利雄著『新キリスト教徒』(新キリスト教徒)のための書籍。
  - 18 前掲書 | 181頁
  - 19 前掲書 | 181頁